

議案第4号

つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和7年つくば市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会の委員の項を削る。

(提案理由)

つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会を廃止するため、
この条例案を提出するものである。

つくば市附属機関の設置等に関する条例（令和7年つくば市条例第12号）新旧対照表

改正後					改正前					
本則・附則（略）					本則・附則（略）					
別表第1（第2条 第5条関係）					別表第1（第2条 第5条関係）					
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期	
市長	(略)	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)	(略)	
	つくば市指定 管理者候補者 選定委員会	(略)	(略)	(略)		つくば市指定 管理者候補者 選定委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		つくばスマー トシティ社会 実装トリア ル支援事業審 査委員会	つくばスマートシティ社会実装ト リアル支援事業についての審査 に関する <u>こと。</u>	10人以内	<u>任命された 日からその 日の属する 年度の翌年 度の末日ま で</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
別表第2（略）					別表第2（略）					

議案第4号

つくば市附属機関の設置等に関する条例についての 説明資料

つくば市総務部総務課

制定・改廃の経緯及び内容

つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会を廃止するため、条例の一部改正を行う。

当該事業については、「LEBER」の社会実装を始めとする一定の成果を上げてきたほか、全国的にも同様の取組が広がっている状況を踏まえ、大学等と連携した新たな事業へ移行する予定である。

他自治体の状況等

特になし。

上位計画又は関連計画等

特になし。

根拠法令及び関係法令等

・地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4、第202条の3

条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

当委員会を廃止して事業を見直すことで、新たなスマートシティ推進に向けた取組が可能となる。